

恐怖の裁判

瀬戸内晴美
富士茂子



内晴美
士茂子



恐怖の裁判

徳島ラジオ商殺し事件

読売新聞社

きよう ふ さい ばん
恐 怖 の 裁 判

昭和46年11月15日 第1刷

定価 500円

著者 せ とうち はろ み
瀬戸内晴美
ふ じ しげ こ
富士 茂子

発行者 二宮 信親
発行所 読売新聞社

〒104 東京都中央区銀座3の2の1
〒530 大阪市北区野崎町77
〒802 北九州市小倉区明和町1の11
印刷所 大日本印刷株式会社
製本所 協和製本株式会社

~~~~~  
©, H. Setouchi & S. Fuji, 1971  
0036-501370-8715

## 目次

口 絵

彼女の場合 7

暁の惨劇 9

祭ばやし 21

茨の門 32

獄窓の四季 43

命あるかぎり 54

富士茂子の獄中書簡 65

茂子の手記 181

あとがき 209

写真提供 斎藤茂男

共同通信社

読売新聞社徳島支局

読売新聞社大阪支局

装丁

金子智恵

松野 勲

# 恐怖の裁判



彼女の場合

瀬戸内晴美



## 暁の惨劇

### 1

今から丁度十年前、私は、昭和三十五年二月号の婦人公論に「恐怖の判決」という題で、「徳島事件」或いは「ラジオ商殺し」という名で呼ばれていた裁判のことを書いた。徳島へ現地ルポしたルポルタージュだった。それからまた五年後、私は同誌に「富士茂子の獄中の手紙」と題して、この事件の被告の手紙を何通か選び発表した。

その時まで被告富士茂子は、和歌山刑務所に懲役十三年の女囚として服役中だった。事件の翌年、逮捕されて以来、十一年の獄中生活を送っている茂子の仮出獄を願う運動を有志の人々と起していたが、一向に効があるとも見えない時期であった。

獄中で茂子は無実を叫びつづけてきたが、一向に取りあげられなかった。

その後、昭和四十一年十一月富士茂子<sup>よふや</sup>は漸く出獄したが、まだ無実を訴えつづけていて、決して今もまだこの事件は終っているわけではない。

司法や裁判の不信が叫ばれている現在、私たちは有罪と認定されていた裁判が、被告の長い辛い闘いの果に、無罪となるのを何度となく目の当りに見ている。

それを聞く度、無罪が証明された人々のためにあよかったと胸を撫<sup>な</sup>で下すと同時に、無罪が有罪と判決されていた事実の恐しさに改めて身震いさせられるのである。

私はまだ自分が裁判にかかったことも、証人に立ったこともない。しかし、「徳島事件」を知って以来、何時、自分が、全く関知しない事柄で、いきなり逮捕され、思いもかけぬ罪を着せられないと限らないという恐怖から逃れることが出来ない。

その後、大逆事件の唯一人の女囚、菅野須賀子の生涯を「遠い声」という小説に書いた時も、裁判の恐しさを身の毛のよだつ思いで再確認させられたものである。裁判官も人間だし、検事も人間だから、まちがいはあるかもしれない。とはいうものの、あまりにも明らかな無罪が有罪として、無実の罪をきせられ、誤った裁判が歴史の上にはっきりと刻みつけられ、また現在も行われているのを見ると、私たちは何を頼りにしてこの法治国家に自分を守り、生きていいのかわからなくなるのである。

大逆事件も生き残りの被告が無実を訴え控訴したが、却下されてしまった。徳島事件も、出獄した

茂子の控訴はつい先頃昭和四十五年七月二十七日に却下されてしまった。

却下したから事件は終ったとはいえない現実の裁判の不思議さは、どこからくるのだろうか。

とにかく、世にも不思議な物語である徳島事件というのはどうして起ったか、そこから書き始めてみよう。

昭和二十八年十一月五日午前五時すぎのことであつた。

徳島市八百屋町三丁目にあつたラジオ商、三枝亀三郎（当時五十歳）が、自宅奥四畳半の間で、何者かに殺害された。傷は刃物のようなもので、腹部、胸、頸と、めつた突きにされ、残虐を極めたものだった。

室内は格闘の跡が歴然とし、障子にも、畳にも血汐ちしよが飛び散り、押入れの板戸や廊下も血汐で汚れていた。敷いてあつたシートも血で汚れた上、ゴム靴のような泥のあとがのこっていた。

懐中電灯が一個残っており、電話、電灯線が切断されていた。コンクリートの壁に匕首あいくちが一ふり、刃先を上にもつけて立てかけてあつた。

亀三郎の横に、娘佳子（当時九歳）と共に寝ていた内妻茂子（当時四十三歳）も、左脇腹、背中に全治一週間の傷を受けていた。

旧徳島市警は、現場の状況から、最初犯人外部説をとり、シートに残っていた泥靴の跡を、ラバシ

ユーズのものとみなし、徳島中の靴屋を洗ったが、何の手がかりもつかめなかった。

現場に残されていたヒ首の出所をたどって、川口という男を四度も逮捕したが、川口は強硬に犯行を否認しつづけた。

事件は迷宮入りになるかと思われてきた翌二十九年六月、徳島地検は、犯人内部説を唱えはじめ、事件後九ヶ月目、二十九年八月十三日に、被害者亀三郎の内妻富士茂子を、偽装殺人容疑で逮捕した。

茂子は終始犯行を否認、無実を叫びつづけたが、結局否認のまま起訴され、三十一年四月十八日、一審（徳島地裁津田裁判長）で懲役十三年を言い渡された。

富士茂子は直ちに控訴したが、二審（高松高裁谷弓雄裁判長）でも三十二年十二月二十一日、控訴棄却となった。さらに上告したが、上告後、間もなく、富士茂子は、

「最高裁が真実を認めてくれるかどうか、私にはもう、裁判を信頼する気がなくなってしまった。それより裁判を止めれば、真犯人が発見出来そうな気がする」

といって、誰にも相談せず、自分でひとり上告を取り下げてしまったので、ここに刑が確定してしまつた。

この事件では物的証拠が何ひとつなく、有罪の決め手となつたのは、三枝家の店員だった西野清（当時十七歳）と、阿部守良（当時十六歳）の二少年の証言だけだった。

西野と阿部がその朝、亀三郎と茂子が格闘しているのを見たといひ、西野は、茂子の命令で、電灯、電話線を切斷し、凶器の刺身庖丁<sup>ばうちょう</sup>を新町川に投げこんだと言言した。

阿部は、匕首を茂子の命令で、駅前新天地の篠原澄子から受けとってきたと言言した。

検事から二人の証言をつきつけられて、茂子是一度だけ犯行を自白している(昭和二十九年八月)。しかしまたすぐ、その自白を取り消し、あくまで、以後ずっと犯行を否認しつづけてきた。

二十九年十月十一日の初公判から丸一年間に二十一回、証人の数も戦後最高六十名を越したが、ついに茂子の無実を叫びつづけた声はききいれられず、三十一年四月十八日、事件発生より三年を経て、十三年の刑が下ったのだった。

次に判決文要旨を写してみよう。

#### 「犯罪事実」

被告茂子は過去二回にわたって結婚に失敗、昭和十二年ごろから、徳島市中通町三丁目でカフェを経営していたが、火災で焼け出され、こんどは同市幸町二丁目でカフェ『白バラ』の経営に当った。十七年ごろ、当時大道四丁目でラジオ商を営んでいた被害者三枝亀三郎氏と知り合い、互いに愛し合う仲となり、十八年十一月佳子が生れたが、そのころから亀三郎と本妻女鹿八重子とのミゾは深まり、多くの子供があるにもかかわらず、二人は離婚した。二十二年には戸籍の上でも八重子は離籍、それ以来茂子は三枝家に入り込み、亀三郎とは自他ともに許す夫婦として、子供たちには八重子に代

る母としてつくし、家業にもいそしんでいた。

二十六年、市内八百屋町三丁目に営業所を移転仮建築をなし、八重子の子供たちは大道に住まわせ、亀三郎、茂子、佳子及び店員二名と共に移った。店舗につづく奥の四畳半に親子三人が起居し、店員は、裏に仮設した板囲いの小屋に寝起きしていた。

一方亀三郎は生来浮気で、二十六年ごろから小学生時代の知人である未亡人黒島テル子とねんごろになり、同女にラジオの販売をさせたり、店へ出入させたり、将来を誓ってしばしば情交し、果ては被告人を追い出すか、自分が家出するかなど称して、同女の意を迎えるようになっていた。その上、同年夏ごろ、先妻八重子から『女中でもいいから、そばにおいて子供の世話をさせてくれ』という手紙が舞い込み、一抹の不安を感じていた。

こうした矢先、出雲大社参拝の招待券分配のことで、夫がテル子を好遇しようとしていることをはつきりさとり、心中におさえていた憤りが一時に爆発した。茂子は自分がこれほど三枝家のためにつくしながら、まだ入籍されていないことや、八重子のこと、佳子のことなど思いめぐらし、自分が八重子と同じ運命におちることを恐れてきた。将来に対する絶望感と、黒島テル子に対する嫉妬、亀三郎に対するふんまんの情は押えんとして押えがたく、終にかくなる上は亀三郎を殺害するにしかずと決意するに至り、犯行方法、犯行後の処置等周到に考慮した上、昭和二十八年十一月五日午前五時頃、右営業所奥四畳半の間において刺身庖丁をふるって同きん中の亀三郎の頭部、腹部めがけて突刺